解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月十九日開催の臨時社員総会の決議、平成二十三年十一月二十一日信越総合通信局長及び長野県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

長野市問御所町一二〇〇番地三
社団法人長野県テレビジョン放送中継施設整備協会　代表清算人　相崎　由松

解散公告（第三回）

当協会は、平成二十三年十月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

札幌市中央区北三条西七丁目一
社団法人北海道草地協会
代表清算人　向田　孝志

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

札幌市北区北八条西四丁目一三番地三金子ビル
財団法人北海道社会文化会館
代表清算人　樫林　巌

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

東京都港区麻布十番二丁目一一番五―四〇三号
特定非営利活動法人田園生活
清算人　中　博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

東京都港区西新橋三丁目二五番三三号ＮＰ御成門ビル
特定非営利活動法人三次元デジタル技術検定協会
代表清算人　竹内　治男

解散公告（第三回）

当法人は、臨時総会及び通常総会の決議を経て平成二十三年十一月二十八日文部科学大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

東京都港区南麻布五丁目一〇番二五号
社団法人東亜科学技術協力協会
代表清算人　大澤　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市一ノ宮一三四八番地四、最後の住所群馬県富岡市上高瀬二一二番地一三
被相続人　亡　土屋　和之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

群馬県富岡市富岡三〇八番地
相続財産管理人　黛　昌智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町清地六丁目二番、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地六丁目二番八号
被相続人　亡　佐藤　定司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一番一二号エガワプラザ六階
相続財産管理人　弁護士　池永　知樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市南小川町二八三四番地一、最後の住所千葉県銚子市南小川町二八三四番地の一
被相続人　亡　新川千年枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

事務所千葉県銚子市清川町三丁目六番地七
相続財産管理人　飯嶋　孝夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市馬橋一四一番地、最後の住所千葉県松戸市新松戸四丁目一六番地大喜多ハイツＣ棟一〇七号室
被相続人　亡　齊藤　治夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

事務所千葉県柏市柏六丁目九―一八柏の森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　尚道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県新庄市小田島町一六七番地、最後の住所東京都清瀬市松山二丁目二番五号ライオンズマンション三〇六号
被相続人　亡　半田　将男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡富士見町富士見三五九四番地、最後の住所長野県諏訪郡富士見町富士見三五九三番地
被相続人　亡　永井　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号新虎ノ門実業会館八階長尾敏成法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松岡　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市磯子区杉田三丁目一五番、最後の住所横浜市磯子区杉田四丁目一二―二七―五
被相続人　亡　鈴木　静

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

横浜市西区平沼一丁目四〇番二五―一〇〇六号
相続財産管理人　伊藤　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市大滝町一丁目二〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　石渡　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地
宮島綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松岡　義久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市泉区岡津町二七七七番地一〇、最後の住所横浜市泉区岡津町二七七七番地一〇グランシャリオ緑園都市一一〇号
被相続人　亡　中島　達也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十日

横浜市都筑区茅ケ崎中央四四―五カトレアビル九〇二横浜北部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷村　朋子